

## 香川県広域水道企業団条例第26号

香川県広域水道企業団水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金条例

(設置)

第1条 水道施設に設置する再生可能エネルギー発電設備の維持管理及び更新に係る事業を円滑に実施するため、香川県広域水道企業団水道施設再生可能エネルギー発電設備維持管理基金（以下「基金」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道施設 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第8項に規定する水道施設をいう。
- (2) 再生可能エネルギー発電設備 再生可能エネルギー源を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。
- (3) 再生可能エネルギー源 太陽光、水力その他化石燃料以外のエネルギー源のうち、エネルギー源として永続的に利用することができる認められるものをいう。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、水道施設に設置する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した電気のうち、当該水道施設において消費することができなかつたものを売り払うことにより得た収入の額とする。

(管理)

第4条 基金は、企業長が管理する。

- 2 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 3 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、この基金に繰り入れるものとする。

(処分)

第6条 企業長は、第1条の事業に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、企業長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。